## (2) 法人事業税

		、尹 業税額																					(単位:	件、千円)
								現		事		業	業年		度 分						過事業年度分			I
区分			碓		定	額			確定事業税額に 対応する前年度 分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調定額		調定額	合計(調定額)	当該年度において			
		事業年度数		所 得	得	税			告及び決定 \中間申告	事業	税額	事業	税額	事業	税額	前年度に収入した	当該年 度に収	①+2- ③+4+	所 得 銀		7+8	発生した 歳 出 還 付 額		
			確定申告 のあった もの	うち 決定し たもの	金	金 額	確定申告の あったもの ①	うち 決定し たもの	事業 年度数		年度数	3	年度数	4	年度数			入したもの	\$+6 7		8	9		
		割	本県本店分	876		47, 86	1, 304	3, 315, 127				311	905, 209	300	944, 161	6	26, 344	129, 889		3, 510, 312	718, 860	49, 554	3, 559, 866	-
法第第一	通	法人	他県本店分	2, 680		66, 90	0, 907	4, 649, 622		2	196	1,018	1, 483, 028	1, 049	1, 461, 483	34	67, 270	113, 578		4, 809, 121	500, 767	34, 547	4, 843, 668	=
七号	法人	県	内 法 人	19, 917	37	84, 46	5, 454	5, 211, 747	174	10	539	2, 311	1, 191, 537	2, 484	1, 415, 265	10	13, 504	233, 199		5, 682, 717	2, 736, 896	169, 389	5, 852, 106	_
+ p ニに		小	計 (A)	23, 473	37	199, 22	7, 665	13, 176, 496	174	12	735	3, 640	3, 579, 774	3, 833	3, 820, 909	50	107, 118	476, 666		14, 002, 150	3, 956, 523	253, 490	14, 255, 640	-
条掲のげ	特別	法人	(B)	1, 188		15, 64	1, 453	743, 105								1	567		-	743, 672	76, 937	3, 436	747, 108	=
ニる	公益	法人等	等 (C)	598	5	5, 79	1, 531	391, 771	5										=	391, 771	56, 167	2, 986	394, 757	-
第法 一人	人格	なきれ	社団等 (D)	154	2	8	4, 811	3, 720	12										=	3, 720			3, 720	=
項分	清算	法人	(E)	253	2		6, 595	232						1	61				-	293	88	3	296	-
注第79名			+ (C) + (D) + (E)	25, 666	46	220, 75	2, 055	14, 315, 324	191	12	735	3, 640	3, 579, 774	3, 834	3, 820, 970	51	107, 685	476, 666		15, 141, 606	4, 089, 715	259, 915	15, 401, 521	-
	第72条の2第1項第2号、第3号 なび第4号に掲げる事業分 ③)		505			-	1, 526, 965		5	534	258	657, 960	269	698, 930			1, 191		1, 569, 660	=	5, 726	1, 575, 386	=	
	第72条の2第1項第1号イに げる法人分 (H)			1, 464			-	13, 878, 146		1	6, 615	1, 179	5, 671, 640	1, 253	5, 863, 538	65	317, 579	110, 801		14, 505, 039	=	160, 134	14, 665, 173	-
(	事業税計 (I) (F)+(G)+(H)			27, 635	46		-	29, 720, 435	191	18	7, 884	5, 077	9, 909, 374	5, 356	10, 383, 438	116	425, 264	588, 658		31, 216, 305	-	425, 775	31, 642, 080	-
地方法丿	也方法人特別税分 (J)			-	-		-			-		-		-		-					=	64, 225	64, 225	-
特別法力	特別法人事業税分 (K)			-	_		-	12, 894, 392	70	-	3, 628	-	4, 297, 838	-	4, 395, 483	-	178, 895	420, 458		13, 595, 018	-	138, 009	13, 733, 027	-
	合 計 (I)+(J)+(K)			27, 635	46			42, 614, 827	261	18	11, 512	5, 077	14, 207, 212	5, 356	14, 778, 921	116	604, 159	1, 009, 116		44, 811, 323		628, 009	45, 439, 332	152, 724

- (注) 1 令和5年度において調定した法人について作成した。
  - 2 現事業年度分
  - 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に終了する事業年度分について記載した。
  - 3 過事業年度分
    - 現事業年度分より前の事業年度分について記載した。
  - 4 ①及び⑧又は「所得金額」欄は、令和5年度において確定した事業税額(確定申告、修正申告、更正決定後のものをいい、過事業年度分で令和4年度以前に申告等があり、令和5年度に修正、更正増が あったものについては当該増差税額をいう。) 又はこれに対応する所得金額を記載した。また、②欄は、確定申告及び決定のない中間申告分に係るものを記載した。
  - 5 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度数ごとに1件とし、「確定額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについて、 その最終段階で1件として記載した。なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。